

不法係留船対策の取り組み状況

令和8年2月26日

目次

1. 不法係留船対策の経緯
2. 不法係留船舶の現状
3. 不法係留船対策の取り組み状況

1. 不法係留船対策の経緯

木曾三川下流部船舶対策協議会は、木曾三川下流域(木曾川下流河川事務所管内)の不法係留船等の計画的な対策の促進を図るため、平成20年2月15日に発足しました。

主な協議会での経緯

第1回協議会の開催

H20.2

計画書の策定

H23.6

第2次計画書の策定

H30.2

第3次計画書の策定

R7.3

主な対策実施の経緯

【簡易代執行】下坂手変形護岸

【簡易・行政代執行】松之木変形護岸

【簡易代執行】西川地先

【重点的撤去区域】ケレップ水制群

【簡易代執行】ケレップ水制群

【重点的撤去区域】船頭平木曾川水路及び西川地先

【重点的撤去区域】油島地先

【自主撤去】船頭平暫定係留施設

H30.5 【放置禁止指定】下流全区間

H30.12 【簡易代執行】油島地区

R2.6 【行政代執行】木曾川水路

R4.6 【簡易代執行】鍋田上水門前

R8.1 【簡易代執行】多度町上之郷地先

2. 不法係留船舶の現状

① 不法係留船舶数

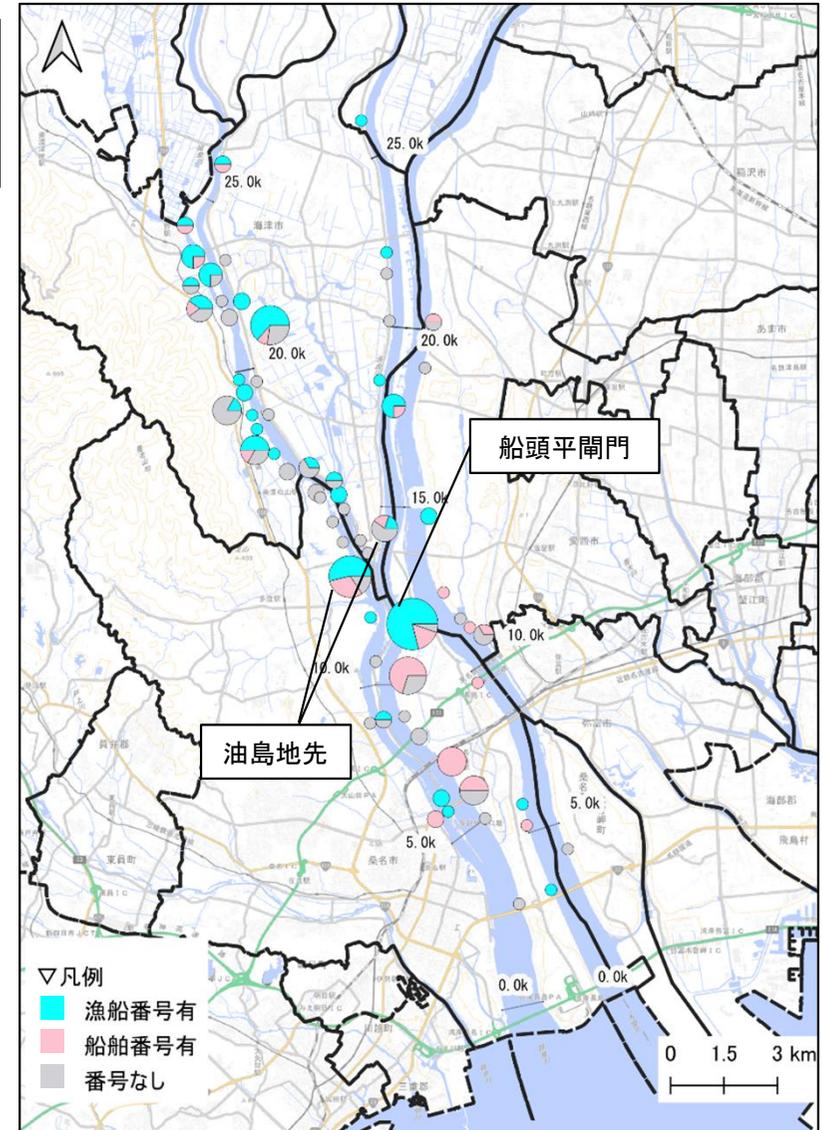
・令和8年1月時点の不法係留船舶数は172隻。

▼不法係留船舶の推移

	平成18年度	平成23年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 1月速報値
無許可船舶	704	548	289	279	251	229	211	197	188	174	172
漁船等生業船	422	272	84	95	95	89	83	85	80	74	72
生業船以外	282	276	205	184	156	140	128	112	108	100	100

▼木曾三川下流部における不法係留船舶の現状(変形護岸外 令和8年1月速報値)

区 間			船舶数			
			漁船番号あり	船舶番号あり	番号なし	合計
木曾川	右岸	桑名市 0.0k~11.6k	2	2	0	4
		愛西市 11.6k~19.0k	18	4	1	23
		海津市 19.0k~24.2k	0	0	0	0
	左岸	桑名市 -2.0k~0.4k	0	0	0	0
		木曾岬町 0.4k~8.0k	0	0	1	1
		弥富市 8.0k~10.0k	0	0	0	0
		愛西市 10.0k~22.8k	2	4	5	11
小 計			22	10	7	39
長良川	右岸	桑名市 5.4k~12.4k	3	0	0	3
		海津市 12.4k~30.2k (25.6k~27.6k除く)	2	0	2	4
		羽島市 25.6k~27.6k	1	0	0	1
	左岸	桑名市 2.8k~11.8k	0	16	11	27
		愛西市 11.8k~18.8k	0	0	0	0
		海津市 18.8k~24.4k	0	0	0	0
小 計			6	16	13	35
揖斐川	右岸	桑名市 -0.6k~16.6k	1	2	6	9
		海津市 16.6~24.8k	27	5	20	52
	左岸	桑名市 -1.0k~12.6k	1	0	2	3
		海津市 12.6k~26.6k	15	6	13	34
小 計			44	13	41	98
多度川	右岸 桑名市 0.2k~2.0k	0	0	0	0	
	左岸 桑名市 0.2k~2.0k	0	0	0	0	
小 計			0	0	0	0
合 計			72	39	61	172



▲不法係留船舶の分布(変形護岸外 令和8年1月速報値)

2. 不法係留船舶の現状

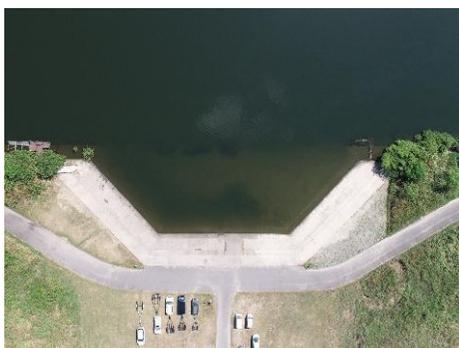
②変形護岸における船舶の状況

- ・不法係留状態の船舶がある変形護岸や、未利用の変形護岸が確認されている。

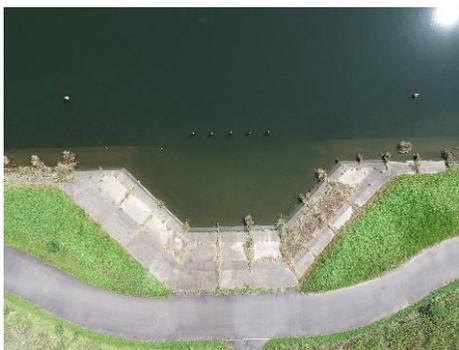
▼海津No.8 (長良川左岸 20.2k)



▼海津No.6 (長良川左岸 18.3k)



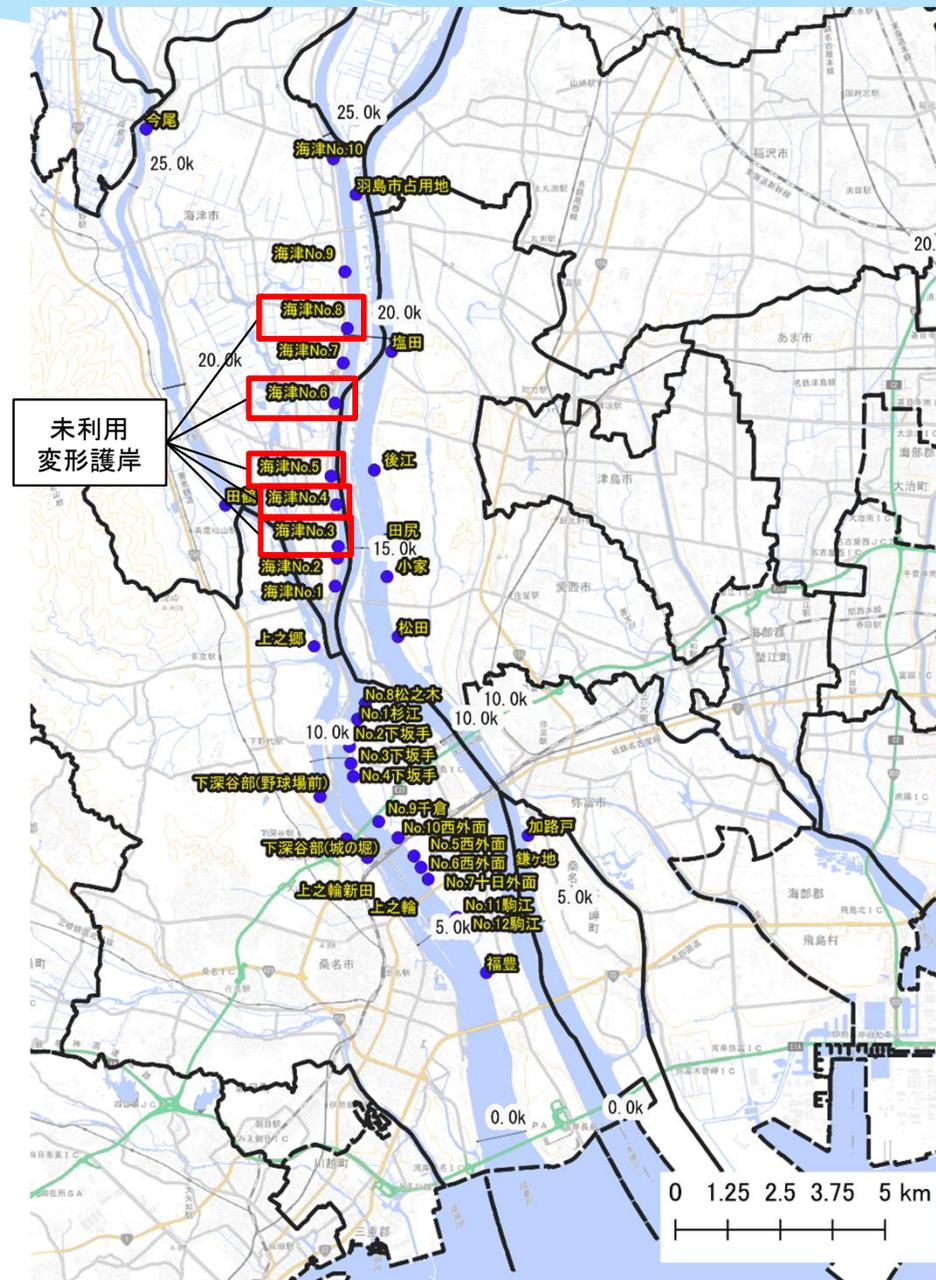
▼海津No.5 (長良川左岸 16.8k)



▼海津No.4 (長良川左岸 16.2k)



▼海津No.3 (長良川左岸 15.0k)



▲未利用変形護岸位置図

3. 不法係留船対策の取り組み状況

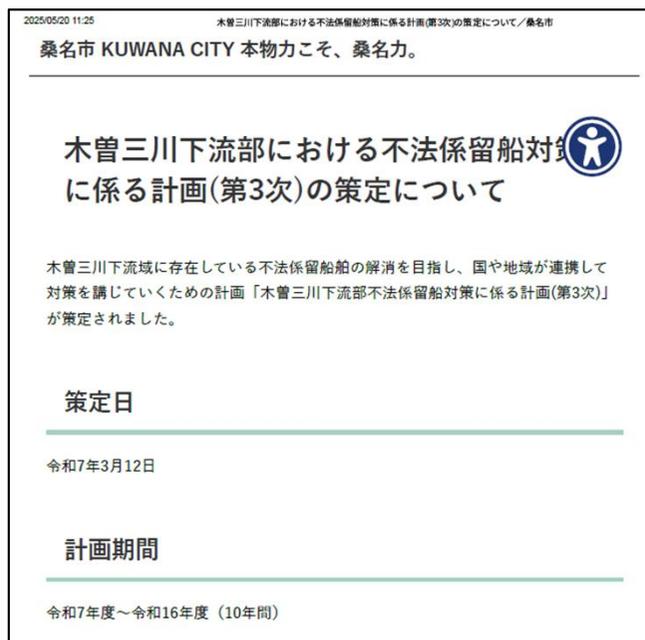
3-1. 関係機関との連携による対策推進

① 広報

- ・関係機関においても第3次計画についてホームページにて周知を実施。
- ・木曾川下流河川事務所ホームページ、デジタルサイネージにより動画、ポスター掲示。



海津市ホームページへの掲載



桑名市ホームページへの掲載



ホームページにおける動画放映



デジタルサイネージにおけるポスター掲示

3. 不法係留船対策の取り組み状況

3-1. 関係機関との連携による対策推進

②船舶所有者調査

i)陸置船調査

- 18箇所の変形護岸を対象に陸上に放置された船舶の調査を実施し、船舶位置、船舶番号の有無、使用形跡等を調査した。
- 調査時に計76隻を確認。占用範囲の内・外・境界上のどこにあるか把握した。



- 占用範囲
- 占用範囲外陸置船
- 占用範囲内陸置船
- 境界上陸置船

▲陸置き船調査結果の例(長良川 No.7十日外面)

ii) 今後の対応方針

▼今後の対応方針

分類	市町係留許可	放置位置	対応方針
①	許可	占用範囲外	市町から占用範囲へ移動するよう指導
②	許可・未許可	占用範囲内 占用範囲境界上	市町から指導
③	許可・未許可	占用範囲外	河川管理者にて対応

3. 不法係留船対策の取り組み状況

3-1. 関係機関との連携による対策推進

②船舶所有者調査

情報共有手法について

- 変形護岸の船舶については利用実態調査表にて情報共有を図っている。
- 船舶の確認や情報共有の効率化手法を検討中。例として市町・国の巡視担当者が共通して確認できる媒体「Google マイマップ」の活用を検討。

【マイマップ概要】

- 現在地、距離標、船舶位置、船舶写真、船舶情報が確認可能
- URLで共有可能、アクセスの種類(閲覧のみ、編集可能等)を選択可能
- PC版では情報更新可能

▼マイマップの例(長良川 NO.7十日外面)



共有方法の設定



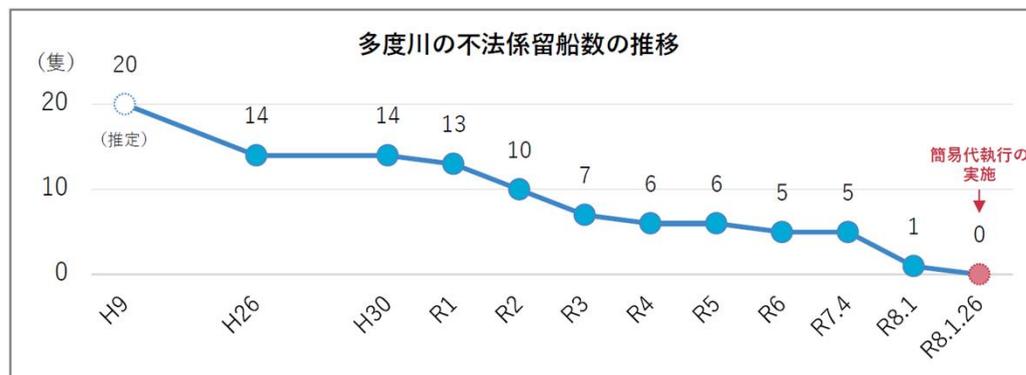
3. 不法係留船舶対策の取り組み状況

3-2. 簡易代執行の実施状況

- 揖斐川支川多度川において、令和7年4月時点で確認された不法係留船舶5隻に対し所有者調査を進め、一部の船舶の所有者を特定し撤去するよう指示。
- 所有者を特定できなかった1隻について、簡易代執行を実施。多度川の不法係留船舶は0隻となった。



簡易代執行の様子
(令和8年1月26日)



3. 不法係留船対策の取り組み状況

3-3. 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸

1) 概要

河川工事の支障となった船舶の移動先として、国が整備し、桑名市が占用許可を受けて管理を行っている変形護岸。

上之輪新田、下深谷部(城の堀)、下深谷部(野球場前)、上之郷の4箇所

第2次計画において、占有者は計画的に是正指導を行い、令和4年度末までに移動完了する予定としていた。

2) 現在の調整状況

桑名市として、不法係留船対策の2次計画で定めた「変形護岸の取り扱い」により、従前から係留を認められていた者の所有する生業船は引き続き係留を認める。

それ以外の船は、暫定係留施設から移動してもらう。

期限を過ぎても撤去されない船については、警告文書を送付し移動を要請した。また、警察との合同パトロールを実施した。

撤去に応じない船には、強制撤去を伴う対応を検討する。

これまでの取組により2箇所では是正が完了している。

移動完了までのスケジュール

年度		R7				R8			
桑名市	係留船舶調査	→				→			
	周知看板設置	→							
桑名市・河川管理者	係留船舶所有者への周知文書発送					→			
	合同パトロール(警察)	→				→			
	係留箇所の集約化	→ [集約化の方針検討・協議・調整]							
	船舶の移動	→ [移動完了]							

→: 実施済み →: 予定

3. 不法係留船対策の取り組み状況

3-4. 変形護岸係留許可船舶の適正管理

各市町が占有している変形護岸内の係留船舶については、次の条件のもと適正な維持管理を行うこととしている。

ナンバープレートの設置、実態調査の実施により利用実態を把握している。

	係留船実態調査表(R7)及び係留船舶撮影写真	許可係留船へのナンバープレートの貼付	係留施設の維持管理計画書への記載(避難方法、浚渫など)
桑名市	実態調査表提出済み 船舶写真一部整理中	ナンバープレート一部貼付済み	記載内容調整中 (一部施設で記載済み)
海津市	実態調査表及び船舶写真提出済み	ナンバープレート貼付済み	記載内容調整中 (一部施設で記載済み)
愛西市	実態調査表及び船舶写真提出済み	一部を除きナンバープレート貼付済み	記載済み
木曾岬町	実態調査表及び船舶写真提出済み	ナンバープレート貼付済み	記載内容調整中

3. 不法係留船対策の取り組み状況

3-5. 河川における漂流船の取り扱いについて<<水難救護法の適用>>

河川内の漂流船については、水難救護法(明治三十二年法律第九十五号)に従い、自治体による適切な保管・公告等の実施により、漂流船が河川内に放置された状態が固定化されることの無いよう措置していく

参考

《処理フロー》

占有者の意思によらず占有を離れたか

意思によらない

意思による

陸上か
水上又は水底か

廃棄物

陸上

水上又は水底

遺失物法における
拾得物に該当

水難救護法における
漂流物、沈没品に該当

市町村長は漂流物又は沈没品の保管・公告を行う



▲木曾川左岸に漂流していた船舶を木曾岬町が搬出・保管(R8.1～)

3. 不法係留船対策の取り組み状況

3-6. 令和7年度の取り組みの総括

項目		令和7年度取り組み状況
関係機関との連携による対策推進	船舶所有者調査	陸置船や多度川の船舶等所有者不明船を対象に調査を実施
	広報、放置禁止指定に基づく対策の推進	デジタルサイネージ及びWEBにて動画放映、第3次計画開始を周知
重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策	漁船等生業船係留候補地の占用、簡易代執行・廃船処理、合同パトロール	簡易代執行: 1隻(多度川) 廃船処理: 2隻(長良川、木曾川)
	重点的撤去区域の拡大(係留施設の調整、重点的撤去区域指定、強制的な撤去等の措置)	係留施設候補地について調査・調整を実施
	指定済み区域等における年次計画(強制的な撤去等の措置、継続的な監視)	木曾川ケレップ水制群で所有者再調査、文書指導を実施
変形護岸の適正な維持管理	ナンバープレート設置、維持管理計画書への記載(避難方法、浚渫等)	ナンバープレート設置について占用者等にて継続実施
	一時的に係留を認めていた施設における船舶の強制的な撤去、係留箇所の整理集約	合同パトロール、文書指導を実施
	実態調査を活用した定期的な調査・指導・監視、変形護岸の維持管理、変形護岸の整理・集約	次年度以降、改めて実施
既存の恒久的係留・保管施設の活用	条例制定に向けた検討	管内自治体の事例を共有
	既存施設に関する情報共有	次年度以降、改めて実施
不法係留船舶のモニタリング	巡視調査、係留船等実態調査	各関係機関にて実施

総評:概ね予定通りの取組が実施されたが、変形護岸の適正管理等、関係者間で協働する実施事項に関しては一層の取組強化の余地があることから、次年度以降の課題としたい。